

●香川県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、次のとおり告示する。

平成19年11月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 起業者の名称
高松市
- 2 事業の種類
高松広域都市計画道路事業 3・5・125 兵庫町西通町線
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 香川県高松市扇町1丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 都市計画法第62条第2項（第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による図面の縦覧場所
高松市都市整備部都市計画課
- 5 収用又は使用の手続が保留されている起業地
 - (1) 収用の部分 香川県高松市扇町1丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 6 手続を開始する土地
 - (1) 収用の手続を開始する土地 香川県高松市扇町1丁目地内
 - (2) 使用の手続を開始する土地 なし